

[調査報告]

沖縄県公文書館へのインタビュー

出席者：富 永 一 也

(沖縄県公文書館資料課主任専門員)

インタビュアー：佐 道 明 広 (中京大学)

日 時：2011年8月2日

場 所：沖縄県公文書館

佐道：以前お話を伺った記録を同じ紀要に掲載いたしました。しかし、インタビュー時には、それを活字にして発表する予定ではありませんでした。公文書問題の調査を進めるうちに、沖縄県公文書館の活動が日本の公文書館の中でも非常に重要な位置を占めているということがわかり、それでは貴重な記録であるから発表できないかと考えた次第です。ところが、私の手違いで紀要掲載に際してインタビュイーである富永さんの許可を得ておらず、したがってトランスクリプトの確認もお願いしていませんでした。そのような形で出版したことについてまことに遺憾に思っています。また、お話をうかがってからすでに3年ほど時間も経過しており、その間に様々な変化もあったことと思います。この際、新しくお話を伺って、沖縄県公文書館に関する記録の、いわば決定版を作成したいと考えて富永さんに再度インタビューをお願いしました。お忙しいところ申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

富永：ありがとうございます。調査ということで質問に気軽に受け答えしたことが知らない間に、しかも明らかに未編集のまま——反訳の間違いやコンテキストの不明瞭さ、あるいは聞き取り不能部分までそのまま残っ

ているという状態のまま——出版されるという事態は、想像の域を超えていたものですから、このような決定版を作成するという事は、むしろ中京大学の名誉にとっても大きな意味があるはずだと思っています。

佐道：富永さんがこちらにいらっしまったのはいつからですか。

富永：今は総務私学課になっているのですが、当時の文書学事課に、そこに採用になったのが最初なのです。それが平成5年です。その建設の準備の仕事をして、その間にアメリカのスミソニアン協会の公文書館に5ヶ月ほど研修に行って戻ってきて、公文書館の設置とともに公文書館に専門員として配置されてその間4年間は県立図書館の方に異動して、また戻ってという感じです。

佐道：職員の方の名簿も沖縄県公文書館の年報に載せておられますけれども、例えば、一般嘱託で来ておられる職員の方はどういう経緯で来られたのですか。

富永：嘱託員は、原則として1年ずつの契約更新で、最長3年間です。面接をやって決めています。

佐道：別の文書館などに行きますと、もともと学校の先生をやっておられた方とか、基本的にそういう人材を採用するかということで、そういう人が多いということもあったりして、こちらではどうでしょうか。

富永：そうですね。一年間だけ、教員が専門員として配置されたことがありますが、これは例外的な事例で、交流はほとんどないですね。

こちらの総務系の仕事をやっている人は教育委員会から異動して、3年やってまた戻るといった人もいますけれども。

佐道：最初は県史の編さんということで、教育庁の元々の、琉球政府の文書というのを……

それが、知事部局のほうに管轄が移ったという。

富永：そうですね。経緯を申しますと、復帰の前に琉球政府文書を残しましょうということ、当時の局長レベル、今でいう部長級の会議で決めて、

その後琉球政府の文書は大きく3つに分かれたのです。

1つは、国に行く業務がありますから、——裁判とか、税関とか、あるいは労働監督関係とか——そういうものは、それぞれを所轄する国の省庁に行って、もうひとつは、いわば現用ですね。沖縄県になったからといって、行政は継続ですから、即すべての文書が不要になるわけではないので、そのまま持っている文があります。最後に、保存期間が満了して、現用性のないもの、本来なら廃棄しているはずだけでも、やはり琉球政府という、日本の歴史にも例のない、これからもないであろう政府の文書を残しましょうということで、そちらの そちらの部分が残って、これをはじめに沖縄県の文書課が、次に教育委員会の史料編纂所が保管し、整理をしました。この事業が15年くらい継続しました。

公文書館ができるときに、そのときは史料編集室は県立図書館の一部門になっていたので、県立図書館長から公文書館長に宛てたに公文で、移管をしてあります。

準備段階の担当部局なのですが、初めは県の教育庁に公文書館の設置の調査をする担当を置きました。先進地調査の予算をつけて、先行する自治体の公文書館を調査して資料をつくり、それをもとに、外部有識者を加えた沖縄県公文書館（仮称）建設検討委員会での検討を経て、平成3年度末に教育長にあてて「沖縄県立公文書館基本構想」が答申されました。それが平成4年度に知事部局のほうにこのプロジェクトが移ってきました。多分当時の大田知事の意向が大きかったのだと思いますが、ここから先は、知事部局の方が早く進むのではないかとということがあったのだと思います。そこからが実質的な建設プロジェクト開始で、平成4年度から3年間で公文書館をつくってしまったということになります。

佐道：実質3年間ですか。

富永：実質3年間です。かなり急がされてしまいました。だから、やり残しもたくさんあると思います。

佐道：その話はまた後でお聞きしたいと思います。

琉球政府時代には、文書管理に関するきちんとしたルールというのはあったのですか。

富永：琉球政府時代にもきちんと保存期間を決めて、それを過ぎたら廃棄する、また、重要なものは永久保存する、というルールでやっています。

佐道：それは、アメリカ政府とか、そこら辺のルールですか。

富永：見たところ2つありそうなのですが、規則がどうかというのはちょっと調べてみないと分からないのですが、実際のファイリングの仕方が、アメリカ式のリーガルサイズやレターサイズのフォルダ1件ごとに収めて、タイトルのインデックスをフォルダにつけて、というような、多分それは元はアメリカ規格のキャビネットに入っていたと思うのです。そういったものがあります。

もう1つは、他の府県に行って公文書を見せてもらうときと同じで、袋とじをして簿冊の形式にして保存されているものと両方あります。琉球政府の法務局の土地収用関係の一件書類はすべてフォルダです。一筆の土地ごとに。これは多分アメリカの影響だろうと思っています。内容も、基本は英語で、それに日本語の訳がついているという形になります。ですから、これはアメリカ人が見てもすぐに分かるような形です。

そして当時の水道公社ですね。これもやはり、基本はフォルダ形式で、一件の契約ごとにフォルダを作っていると。これもやはりアメリカの占領後の水道事業が出発点になったものなので、そういうやり方を引き継いでやっていたのではないかと思います。

ただし、総務系や農林といったところのものは簿冊に綴じられています。佐道：琉球政府の時代の文書をくっつけて、そして知事部局になって、3年間の準備期間で公文書館ができるということになるわけなのですが、これを作るときに、別の地域に何かモデルにするようなものはあったのですか。

富永：そうですね。本当にラッキーだったのですが、当時は公文書館法もすでにできていましたし、新設館の床面積も拡大していく時期だったので。それで、一番モデルになったのは、神奈川県です。神奈川県の公文書館がなければ、われわれもこういうかたちではできていないと思います。

たとえば、条例はかなり参考にしました。その後、神奈川はもっと進んだ条例になっているので、今の我々の条例と比べてもあまり類似性が分からないのですが、昔の神奈川の条例とはよく似ています。

佐道：やはりいろんな地域を視察されたりしたわけですね。

富永：そうです。

佐道：そして、神奈川が一番いいと。一番いいと思われたポイントは何ですか。

富永：すべてそうだったと思うのです。というのは、建物を設計する段階、そして実際に施工する段階、あるいは条例を作る段階、そして我々の仕事で言うと、ライフサイクルの流れで、文書を公文書館にどう引き渡す仕組みにしようか、そういうことを考える段階、さまざまな段階で誰かしらが神奈川に調査に行くのです。施工の段階においては、ここを請け負った土建業者と、施工監理をしていた設計者も含めて十数名のグループで伺いました。また、沖縄県公文書館は、保存・修復関係の施設・設備を充実させているのですが、それもすべてモデルは神奈川にあります。

「中間書庫」と呼ばれるものを設けたのも神奈川の影響です。ただし性格はちょっと違ってしまっているのですが。

佐道：県史の編さんはその後も、今も続いているわけですね。

富永：そうです。

佐道：そうすると、その過程で、保存している資料の中もそうですけれども、いわゆる“公文書館”という、基本的にはその県の現用文書を中心とした公文書が中心ですけれども、歴史的資料をもその上に収集されている。そうすると文書（もんじょ）館の機能も兼ねていらっしやる。

富永：そうですね。これは、例えばアーカイブスですから親機関のものを核にしているのですけれども、その周辺ということで私文書と言ったらいいのでしょうか、ちょっといい言葉がないのですが、県の機関以外のものも集めています。

佐道：私文書については論文をお書きになっておられる。気がついたのが遅くなってまだちょっと読ませていただけていないのですが。

富永：ここでは私文書を扱うのが結構難しいのです。

佐道：やはり私文書は、ちょっと特別な地位にあるということですか。

富永：1つは、公文書を整理して検索するために、ヨーロッパでもともと発展してきた方法があり、これを日本の公文書館界も受け入れて、基本的にそれでやっているのですが、公文書の特性に着目した方法であるために、私文書を整理するときは、非常に困難が伴うと。むしろ図書館的な方法のほうがいいということなのです。それが1つあります。

もう1つは、今まさに図書館と申し上げたのですが、私は県立図書館に異動してそこに4年間勤務した経験がありまして、県立図書館の資料収集にも携わっていた関係から、私文書が図書館にとって貴重だということがわかりました。

それはなぜかという、図書館に対する批判として、「金太郎飴だ」というのがあります。どこの図書館に行ってもベストセラー本があって、小説本があって、どうのこうのと。そうではない、その地域に根ざした図書館を再び興さなければいけないと。図書館界に貸出し中心主義が広まる以前はそうだったということもあり、沖縄県立図書館も、やはり沖縄県のいろんなユニークな資料を営々と集めて持っているのです、その財産をさらに継続して集めようと。そうすると、県立図書館の経営方針・収集方針と、公文書館は県の公文書を核としているけれども、あちらの方にも手を出して、結果として同様の資料を争ったりということがあるので、公文書館が指定管理に移行する前に総務部長決裁により、「関係機関と重複しないよ

うに、県の文書を中心に、収集に努めなさい」という方針が出たのです。

それで県立の図書館、博物館・美術館、平和祈念資料館、そしてわれわれ公文書館で協議会を作って、年に何回か情報交換をして、「これこれこういう資料があるという情報を得たが、どの機関が所蔵するのがふさわしいですか」という協議の場を設けているのです。

佐道：それは年に何回ぐらいですか。

富永：年に1~2回です。

今までが不幸だったわけです。個人蔵書を大量に引き取って、委託費を組んで営々と整理した結果が図書館と重複していたりする。一方で核となるべき県文書の受入れ、評価選別、整理が未完成。

佐道：基本的に公文書の保存と管理と、図書館の管理、そして分類方法ですね。これは違いますよね

富永：違います。

佐道：そこら辺の違いというのはどういうことですか。

富永：整理上の問題は、公文書整理のやり方、いくつかの要素がありますが、ひとつは組織中心である。例えば沖縄県にも、いろんな組織がありますが、その組織から受け入れたものについては、他の組織のものとはまぜこぜにしないという原則があります。これは“出処の原則”というのですが、図書館の場合はトピックで分けますから、串刺しのどこのものでもいいのです。県のものでもなくとも同じトピックであれば、串刺的に、全部網羅して分類することができるし、また、「文庫」という形で出処を保持してもよい。しかし、われわれは「この枠は堅持する」という原則があります。

もう一つは“シリーズ”という考え方ですけれども、図書館で言うシリーズというのは、例えばある出版社が企画して、日本の行政史について20巻本を出しましょうというのがシリーズになるのですが、我々の場合は、行政においては予算年度というものがあって、ある事業があって、これが

年度というものの繰り返しの中で続いていくというイメージがあります。それは私文書にはほとんどありえないのです。個人の場合、「手紙が来ました」、「日記を書きました」を年度年度で分けているわけではないので、その辺は非常に自由なのですが、行政ではきちんと年度年度、事業事業があるものですから、それに着目して整理をすると非常にいいわけです。

琉球政府と復帰後の沖縄県では別個の組織であり、それぞれの公文書は出処が違うということになるわけですが、例えば“結核対策”という事業があります。これは琉球政府においても、沖縄県においても、必要な事業としてこれは琉球政府においても、沖縄県においても、必要な事業として連綿と続いている。そこで、われわれの分類のしかたは、“結核対策”という事業に即して整理をしたほうがいいと、その方が利用者も探しやすいからというようなかたちになるのです。

一方、図書館の世界は親組織という縛りがないぶん、資料宇宙から何でも取ってこられる。そうすると、前もって抽斗、つまり分類を全部用意しておいて、この資料はこちらの抽斗、あの資料はあちらの抽斗、という具合に、これは自由にできるわけです。私文書はむしろ、そういうやり方が向いているのです。

佐道：琉球政府時代の文書というのは、保存状態はどういう状況なのか。さきほどの3つの種類というふうに、国に移管されるもの、現用文書として、でも沖縄県が復帰してからと考えると、現用文書とされているものも年限をかなり経っていますので、こちらに歴史的な文書として保管されるものが。

富永：はい。ときどき混じって来ます。

佐道：と思うんですけど、琉球政府時代の文書というのは基本的に全部残っていると思っていいんですか。

富永：県庁にまだあるかどうかということ、一部まだありますね。現用として持っていて。例えば、平成18年度に教育委員会から引き渡された文書

の中に、琉球政府あるいはその前の群島政府時代のものもありました。当時の教育委員会の会議録をずっと永久保存的に持っていたものを移管してもらったわけです。そういうものが各所にぼつぼつとありますね。

佐道：それは、県庁の中できちんと把握されているのでしょうか。

富永：把握されていないですね。

佐道：いない。

富永：はい。そこが問題の核心になるんですけど、結局、われわれは川の下流で仕事をしているんですが、上流で文書管理がきちんとされていないのが現状なので、なかなか各所に入っていくと実態が分からないのです。その機関々々でまた事情がいろいろと違っていたりするんですね。これを中央のどこかで集中管理的に分かっていて管理しているという状況ではないです。

佐道：では結局、まだどこにどのぐらいの文書が残っているかということも、その点では分からないということですね。

富永：よく分かりません。

そういう意味では、平成 19 年度から「ここは重要な仕事をしていて重要な文書があるだろう」と目を付けたところにいくつかに入り込んで、ここから囑託の人も 3~4 人ずつ連れて行って、そこでパソコンを持ち込んで、全部点検するというのをやっているのです。

佐道：現場で。

富永：はい。たとえば、佐道先生のご友人でもある県の企画調整課の仲間さんをお願いをして、執務室に隣接した会議室に大量に保管されている文書を見せてもらったのです。「リストはありますか」と聞くと「ない」と。

担当者に聞くと、担当も 2、3 年で異動しますから、過去のどのような記録が蓄積されているのか、よくわからないままに仕事の必要上、あちらこちら探しては文書を見ている、ということをおっしゃっていました。

そこでわれわれの方で会議室に保管されていた文書千件余をリスト化し

て担当に渡しました。そうすると担当者も「こんな重要文書もあったのか」とびっくりしていました。それから、その中からひんばんには使わない文書を公文書館に移すようにと話をしたところ、それらの文書を選別して引き渡してくれました。大体どこでもそうなのだと思いますが、重要なものほど執務室近くに置いていて、後でそれがよくわからなくなる。本来は、たとえば本庁知事部局であれば、文書主管課である総務私学課の集中管理のための書庫に保管すべきなのです。

佐道：県庁の中にあるのですか。

富永：県庁の地下1階にあります。規則としては、その文書を作成した年度プラス1年間はそのオフィスに置いて、最長で2年間、最短で1年と1日経過するとその文書は「完結した」と言うのです。

そこで完結したものを、総務私学課の書庫に文書引継目録とともに引き継いで、所定の年限をそこに保管するのです。保存期間が満了すれば、どうしても延長して保存する必要があるものやルーティン的なものを除き、公文書館に引き渡します。そのようなルートがあるのです。ところが、重要なものは各所で持っているらしいというのが、ランダムな調査ですがだんだん見えてきました。

佐道：それは明確な文書移管のルールというのがある訳ですよ。ある程度規則で決まっていて、1年・3年・5年・10年・20年保存というかたちでされているわけですけども、肝心の現場でこのへんがきちんと理解されていないということですか。

富永：そうですね。ここらへんがきちんと実行されていない。確かに理解されていないというのはあるのですが、理解したとしてもなかなかそこには各担当は、手が回らない。

佐道：つまり文書課に行って、その文書課が保存していると言うものの、結局は全体の一部にしか過ぎないということ。

富永：そうなんです。全体のごく一部に過ぎないものを持ってきて、さら

に評価選別をしてその一部を残すというようなことをやっている。われわれの評価選別の考え方は相対評価なのですが、公文書館に受け入れる分母自体がはじめから限られている。本当は、全体像を把握して、それを分母とした上で分子を決めたいわけですが、実態はそうになっていない。

佐道：全体の調査をされたわけではないということですので、いわゆるサンプル調査みたいになるんだと思うんですけど、そのサンプル調査をされた感じからすると、文書課を通して文書課にまで行く、保存され、保存するというところで行く文書というのは全体の何割ぐらいですか。

富永：本庁知事部局だけで考えて、文書主管課の地下保存庫に引き継がれているのはおそらく2~3割くらいじゃないでしょうか。われわれが受け入れて評価選別の遡上に載せているのは、県全体からいうと、1%にもなっていないのではないかと思います。

これはどういうことかと言うと、いま曲がりなりにもルートが出来ているのは本庁の知事部局の課だけです。出先については、当時、宮古と八重山の両支庁があって、ミニ県庁のような存在でしたが、そこは本庁の文書主管課の監督を受けずに、独自の権限で文書管理を行っていました（現在は、支庁廃止により、それぞれ宮古事務所、八重山事務所として本庁各部の出先機関の「寄り合い所帯」となっている）。平成18年度から県文書受入れの担当になったもので、出張って行って調査をしたり、引渡し促進のための説明会をして、少しずつ引渡してもらっています（現在は、後任の担当者が活動を継続）。宮古支庁も八重山支庁も、集中管理のための書庫を備えていたのですが、そこに引き継がれる文書はたぶん全体の5%にもならず、残りは各課所で持っています。自分たちで場所を確保して、そこで保管しているのです。

佐道：そんな程度ですか。

では個別に分散管理、分散管理って言ったら聞こえが良いですけども、結局個別に抱え込んでいるということですね。

富永：そうですね。文書をきちんと整理して、その情報を把握している課がひとつだけありました。データベース化して。ところが、他は「保管文書のリストを頂戴」と言っても、どんな文書があるのか自分たちにもわからないという。

佐道：「取りあえずここに入れておこう」という感じで。

富永：そうですね。それで、必要があったら丸一日探すという感じで、無ければ諦める。

それから、もう一つは、県の各種行政委員会に対してのこれまでのわれわれの働きかけがまったくできていなかった。公文書館への引渡しについての規定は、当時知事部を除く県の実施機関では、教育庁、病院事業局、そして企業局の3つでした。あとは明文化されていなかったのです。

佐道：そうですか。

富永：それでも「営業」をかけて、例えば人事委員会や労働委員会から文書を引き渡してもらいましたが、これは「所属長の判断で渡しますよ」という形で行うとか、あるいはそのの庶務規程などに「その他定めのないことについては、知事部局の例に準ずる」、などというのを読み換えて実施するとか。

佐道：警察関係と公安関係、これははどこももなかなか渡してくれないと言われて、かなりハードルが高いですか。

富永：2007年の5月からアプローチをかけています。警察だからハードルが高い、とは思いません。というのも、私が別のところでぶつかっている壁は、「保管文書のリストがない」ということなんです。最初にリストがあれば、「一次選別」といって、要らないものを排除した上で、「それではこれを渡してくれないか」と交渉ができるんです。それが無いものだから、相手と一緒にリストを作るところから始めていったりするんですが、警察ではこれがすべてそろっています。

佐道：そこはさすがに警察ですね。

富永：さすがだなと思いました。あそこは文書管理が一番厳しいらしいです。たとえば、文書保存期間内に間違っただけで廃棄したり、逆に保存期間を過ぎてそのまま廃棄せずには持っていたりすると、処罰対象になるのだそうです。

実際そういう処罰もあったと文書担当者から聞きました。逆に言うと、これが文書管理の規律のないところだと、何となく放っておいて、琉球政府時代のものが残っていることがあるんですよ。それを引き渡してもらったりすることがあるんですが、警察の場合だと、保存も廃棄も規律をもって行われるので、ルートを作らないことには後に何も残らないということになるんですね。

それで、警察の担当にも話したんですけども、「あなたたちは他のところとちょっと違って、時に命を賭けての仕事でしょう、大変ですね」と。「そういう事実や記録が後輩たちにも、将来の県民にも残らないとしたら、それはどうですか」と言ったら、やはり、「それは嫌だ」と。例えば、最近の例だと飲酒運転追放でかなり頑張っている沖縄県警、それで、実績も上げつつある。何とかして全国のワースト県を脱出しようということで、県警のイニシアティブで全県的な取り組みをしていますが、その記録が残らないのは寂しいと。あるいは、「営業」をかけた頃からはほぼ30年前、1978年に沖縄の交通ルールが変更されて、自動車は右側通行から左側に変わりましたが、県警の文書保存の最長期間がやはり30年なので、「関係文書は今年から来年にかけて公文書館に引き渡さないと消滅してしまう。だから各課に交通ルール変更関係の文書の存在について、照会をかける」という話になったりしました。

ですから、犯罪捜査のような微妙な記録はいまは難しいとしても、引渡しのできるものから引渡実績をつくらう、という話をお互いにしているので、それほど壁が厚いとは感じていないのですね。（残念ながら、交通ルール変更についての重要文書は残存していなかったが、保存期間を満了

して廃棄する県警本部の文書を公文書館指定管理者へ引渡すことについては、その後訓令で明文化がなされた。「沖縄県警察における文書の管理に関する訓令」第54条をご覧ください。http://www.police.pref.okinawa.jp/johokokai/kunrei/koho/koho_h240119koho1.pdf)

確かに、警察に行ったらアカウンタビリティがどうか、透明性がどうかという話を大上段に振りかざしたら相手もあまり耳を傾けないかもしれないと思いますが、やはりわれわれ公文書館は、100年とか500年のスパンで記録を残すので、関係者が全部死んでしまってもやはり残すものは残したいという話をするんですよ。

佐道：今のお話は根本的なことだと思うのですが、結局ホームページにしても、きちっと作ろうとされているし、その努力もされているんですけども、肝心の文書を作る側、こちらに持ってくる側のほうが、その点の意識が欠けているし、努力もしていないというのが根本的な問題だということに考えてもいいということですか。

富永：はい、文書の流れの川上側の側の問題が大きいですね。

佐道：それは、何か変化はあるんですか。改善される傾向にあるとか、まったく変わらないとか。

富永：そうですね。

ご覧になったかどうか分かりませんが、県職員向けのホームページを運営してまして、そこに公文書の引渡しに功績のあった県職員のインタビューを載せています。私の仕事はこういう担当者にとって、その状況、この人達の事情をまず理解した上でこっちの仕事も理解してもらって、引き渡しのルート、チャンネルを作るということをやっているんです。

こういうふうにしていくと、一人一人の意識がだんだんと変わってくるのがわかるんですね。ただ、私一人で活動しているので、効果があるとしても、全体からすればほんのわずかずつでしょうね。

大勢を相手にする、ということは従来やっているんです。400人収容可

能な県庁の講堂に国立公文書館から専門家を呼んで。そのときは、熱のこもった講演に聴衆も高揚するんですけど、行政職員の実際の行動の変化に結びつくかという、なかなか難しいですね。たとえば、法律が変わるといふことなどは一つの契機になるのかもしれませんが。

私の場合は、いま、ピンポイントなやり方しかできなくて、相手の担当者が替われれば、その新しい人とまた交渉を始めるわけです。ただ、引渡し癖というのがつくようで、平成 18 年度にはじめての引渡しがあった県企業局ですが、その後担当が異動したのです。加えて、組織再編でかなりたいへんな状況だったようです。つまり、本庁に 4 つあった課を 3 つに再編するので、元のそれぞれの課の保管する業務文書を、新しい課のうちどれに振り分けるか、その作業を文書担当は延々と行ったとことで、非常に苦労したようです。

ところが、その作業が終わって、担当者とやりとりしたところ、前年度に滞っていた引渡分も含めて、きちんとした文書引渡書とともに引き渡してくれました。このあたりが初めの頃に比べて非常にスムーズになりました。

また、教育庁も担当者が異動して少し滞ったんです。しかし前の担当者といっしょに教育庁の保存書庫で嘗々と保存文書のリスト化作業を行って、千数百件のリスト化がすでにあるので、その成果を活かしながら、継続して引渡しの相談ができています。実務的に少しずつよい方向にきていることが実感されます。

「行政は継続」と言いますね。「癖をつける」ということはやはりあって、労働委員会事務局に平成 19 年度からアプローチしていますが、翌年担当者が替わったのです。しかしながら、前任者がきちんとメモを残していれなくて、それを新しい担当者が見ながら、必要なことは私に質問して、「昨年調整したこれこれの文書については引き渡しますね」という話が進んでいき、平成 21 年度に最初の引き渡しが実現しました。

まあ、1年ですべてが急に変わることはありませんが、それでも継続していくと、昨年、あるいは一昨年アプローチ開始した仕事、回り回って今年の成果になる、ということが、担当3年目ごろからだんだんと見えてきましたね。法律とか、条例が大事だといいますが、われわれの場合、現在の規則の枠が許す限界まではまだ使いきっていないと思います。それは私自身の限界の話でもあるのですが。

佐道：何しろその自分達の使っている、あるいは使い終わった文書も基本的に自分のところで抱え込んでいるっていう今のあり方、それは立派な県庁舎があってもスペース的にも問題は出て来る。

富永：出てきますね。それで、ある時点で引っ越しとか何とかで棄てちゃうと。

佐道：それはもう結局、文書の中身をきちんと把握せずに廃棄のほうに行っちゃうという。

富永：そうですね。根っこは一緒だと思います。何となく残していたというのはそれが楽だからですね。楽、といっちは変ですが、業務が忙しく、文書管理に手がまわらない、だからそのまま文書を置いておくうちに何だか古い文書がずいぶんと残っている、という話になるんですね。逆に廃棄する場合には、文書目録を作成して、上司の決裁をとった上で、文書を裁断したり溶解したりして廃棄するというハードルがある。

ところが、組織再編などによって執務室の場所が替わる、引っ越しをする、という時には、文書をきちんと仕分けて引っ越し先に運搬するほうがハードルとしてはより高くなるので、廃棄のハードルの高さで逆転するんです。

佐道：引っ越ししたりすると、“ものを捨てるチャンスだ”とよく言いますけれども、こちらの立場からすると相当ピンチなわけなんですね。そういう組織変化は。

富永：そうですね、以前、南部合同庁舎といういくつかの県の出先機関が

入っているビルがあったんですが、これを来年取り壊すというときに、沖縄県の南部土木事務所をはじめ、そこに入居していた機関には少しずつアプローチをしたのです。ただ、なかなか調査の時間がたっぷりとは取れませんでした。

佐道：そうですね、手が足りないですよ。

富永：そうですね。必要な準備を相手側にやってもらえる場合はやってもらったんですが、話をしながら、相手が「どこまでの作業ならできるのか」という判断をするわけです。そしてこちらからある程度のサポートを入れる判断をするわけですが、「いつ、どこに、どれくらいの人数を入れるか」というのがなかなか難しいですね。

佐道：その、いわゆる県庁側の問題ということを考える時に、平成5年に公文書館が平成7年にできると決まって、3年間準備期間で、大田さんの多分かなり厳しいイニシアチブがあったんだろうということですけども、公文書館を作るということについては頑張ったということになるかもしれませんが、肝心の文書管理保存のルール作りをきちんとやって、それを県庁の中にきちんとそれを教育していくということ、日々の仕事のルーティンの中にそれを入れていくということについては、努力されなかったということになるんでしょうか。

富永：大田さんの頭の中には「アメリカの文書」というのがあったと思うんです。

佐道：はい。

富永：それで、アメリカの公文書館等から複製で文書を持ってくることには異例なほどのお金と人を注いだのですが、公文書館建設についてのオファーは、那覇の海岸沿いの県有地に職員研修所と女性センターの複合施設をつくるから、その建物の2フロアを確保してやろう、というものでした。ひとつのフロアは琉球政府文書のため、もうひとつのフロアは、アメリカで琉球列島米国民政府（USCAR）の文書を収集するからそのために確保す

る、というのが知事の最初の考えです。

ところが、実際に文書学事課で公文書館プロジェクトに配置された職員たちは、先進県の事例調査を行い、その中でも特に神奈川県の方の考え方に触れ、またそのころには公文書館法もできていて、その精神を学んでいたのです。そこで彼らが頑張った。そこで、いまのこの場所に用地を確保して、それから旧自治省のふるさとづくり事業も活用し、いまの形で建物ができたのですが、いかんせん、準備期間も非常に短く、それで精一杯のところもあったんですね。

それで、管理や運営面は多分先に送ったんですが、それでは開館後の十年間はどうしてきたかと言うと、一応は総務私学課から毎年ルーティン的に流れてくる文書は確保されている。それでいちおうは済んだような心理が働いたのではないかと。それで、専門員は一時期 10 名いましたが、県文書の収集整理に充てたのはわずかに 1 名です。一方で、いわゆる「地域資料」にはそれ以上の人や予算をつけましたが、それは図書館とパッチングするものであったのです。

うちの書庫には個人蔵書がかなりたくさん入っています。受贈するごとに、マスコミにかなり宣伝してもらいました。知事も館長も、そういうふうに公文書館が PR できたことを素直に喜んでいたようでした。それがまた個人蔵書の受贈を加速した。一方で県文書は脇にあったような感じですね。

佐道：文書（もんじょ）館ならあるんですけど、公文書館ということと言うと、こちらのほうが本来業務。

富永：ですね。

佐道：基本的に。当初考えられているのもまさにありますし、ポタンの掛け違いのような状態が最初にあったという。

富永：そうですね。ただ沖縄だけ責められないのは、全国的にそうなんですよ。これは去年東京都の公文書館が行った調査の結果表の一部なんです

けれど、先方に許可を得ていないので、一部分だけお見せするのみですが、ここに各県公文書館が実際に受入れ対象としている機関が表になっています。沖縄県は最初の10年間は知事部局のみです。

佐道：そうですね。

富永：それは沖縄だけではなく、そういうところが結構あるわけです。知事部局のみおさえている、とか、あるいは教育庁のみ、とか。

以前、茨城でお話をうかがった中で興味深かったのは、茨城の歴史館は教育委員会の所轄なんです。でも、どういう関係からか、教育委員会の文書ではなく、知事部局の文書が引渡しの主であるとのことでした。

佐道：なるほど。

富永：ですから、われわれをはじめ、親機関の公文書をきちんとカバーしているか、と問われれば、たいていは半端なんだと思います。「ハーフ・アーカイブズ」であって、「フル」ではないんですよ。

佐道：日本の場合は、ほんとうにそうなんですよ。

富永：たぶん、神奈川だけはきちんとしていて、県立公文書館条例で「県の機関は、その保存する公文書等が現用でなくなったときは、速やかに当該公文書等を公文書館に引き渡さなければならない。」と定めているんですね。ただし、その中に公安は含まれていない、ということはあるんですが。

そういう実態があるので、その都道府県に「公文書館が設置されている」ということと、その都道府県の機関が公文書をきちんと管理し、さらに非現用の公文書を公文書館にちゃんと引き渡しているかどうか、ということとは別のことですね。（その後、平成23年10月公布されたに鳥取県公文書等の管理に関する条例では、実施機関に公安委員会、そして県警本部長も含まれ、さらに実施機関から公文書館長への保存期間満了文書の引渡し規定されている。条例という地方自治体における最高レベルの法規で、歴史的に重要な公文書の公文書館への引渡しを県機関を包括する形で位置づけたことの意義は大きい）

佐道：深刻ですね。

富永：はい。毎年大量の文書が公文書館にかかわりなく、組織的に廃棄されていると思います。さらに市町村（政令指定都市を除く）に目を移すと、現在 1,700 の自治体があるのですが、その中で公文書館を持っているのが 20 に満たないと思います。そうすると、残りほとんどの自治体は公文書館を持たない中、毎年組織的廃棄を続けていくと、将来に公文書が残らない。そのような状況下で、図書館や博物館とバッティングするような仕事をわれわれも含めて多くのところがやっているとしたら、これはいったい何でしょうか。

佐道：つまり組織としてそうやって生き残っていきつつ、そういう仕事もしなければ文書が残らないからということをやっているということですね。

富永：ただ、趣味的なこともあるんじゃないかと。その人の好み、つまり歴史系出身の人はどうしてもそっちに目が行って、組織に直面してどう引き渡しのルートを作るかというのは、必ずしもあまり好きではないのではないかと見えています。

佐道：しかしそれはひどい状況ですね。

富永：ひどい状況です。図書館は全国に 3000 あるんです。その図書館で持っている図書費も合わせれば数十億円、これは公立の図書館に限ってですけど、大学を合わせるとそれどころじゃなくもっと大きいんですけど、文書（もんじょ）館界、公文書館界というのは、ある意味では図書館をおとしめることで自分達の地位を上げようというキャンペーンを張ってきたといえるんじゃないでしょうか。

つまり、司書は出版された本しか扱わない、彼等のスキル、エキスパティーズはそんなものなんだというようなことをわざと言うことで、文書は文書館へ、図書は図書館へ、“もの資料”は博物館へ、という 3 分法みたいなものが、わりと分かりやすいので流布したと思うんですけど、そういう

中で図書館の領域を浸食してきたのではないか。

ところが、「じゃあ文書は文書館で」といった場合、「それではおたずねしますが、あなた方は受け皿としてどのくらいの資源を持っていますか」と問うたとしても。「いやあ、都道府県で30くらい、政令都市や市町村をあわせても全国で50いくつくらいです」というサイズの世界ですよ。さらに「専門職員は何名いますか」と問いかけたとしたら、「いやあ、全国で数十人のオーダーでしょうか」。そこで図書館側からはこうたまたまかけるかもしれない。「全国の公立図書館には司書が1万人いますよ」。そのような世界にケンカを売って、その結果図書館が私文書をいっせいに手放したら、私文書の行き場が逆になくなってしまおうでしょう。私文書がこれから残らなくなっていくのではないか、というのが心配ですね。

佐道：それも深刻ですね。

富永：深刻です。

佐道：こういうことに一番きちんと力を尽くしていかないと、だめになると思うんだけどなあ。

富永：そうです。お互いの核になるものを一生懸命やったうえで、重なり部分で協力しましょう、ではなくて、重なったほう、重なったほうにどんどん行くというのは、あまり戦略として賢くないのでは、と思いますね。

まずは本業を何とか形にしてから他に手を出したらいいと思うんですけど。

佐道：細かい部分をちょっとお聞きしたいのですけれど、保存文書の内訳がありますよね、1年、3年、5年とか。これはそれぞれの文書の規程に従って分けておられるわけですか。内容、性質に。

富永：そうです、分類表があって。

佐道：それで例えば“1年保存”となっている時に、文書も例えばどこまでを公文書と認めるのかっていう問題はあると思うんですが、さっきその琉球政府時代の教育委員会の議事録が出て来たという話ですけれども、議事録とかちょっとした会議のメモとか、そういったものはあまり資料とし

て入れていませんということを、愛知県などで聞いたら言われたんですけども、どういったところまでを公文書という風に位置付けておられるのですか。

富永：現実には、持ってきた箱を開けると様々なものが出て来ます。業務にもよるんですけど、定型的な、最終的な決裁のものしか残してないところもあれば、途中のメモを一生懸命箱に詰めて残しているところもあって、それは多分そのオフィスに置いている文書を文書主管課に引き継ぐときに、担当の考え方ひとつで決まっているのではないかという感じがします。保存期間も、うちは中間書庫があって10数年分の引き渡し文書を一ぺんに比較して見るができるんですが、それで見ると、ある年は5年保存なのに、ある年は10年、極端な話20年保存になっていたりとか、そういうバラつきは、多分担当によって出て来ているものではないかと。

分類表自体が、例えば「これこれの認可関係で重要なものは20年にしなさい」「比較的重要なものは10年にしなさい」、このレベルの具体性でしか記述していないもので。このレベルの具体性でしか記述していないもので。

佐道：そのボーダーラインですよ。

例えば、重要なものが何年、比較的に重要なもの。じゃあ何が重要で何が比較的なのかということ、すごく恣意的に判断される部分ですね。

富永：そうですね。

それで、担当が替わると変わり得ると。

佐道：変わり得るといことですよ。

富永：はい。

佐道：そうすると、例えば1年保存ということになって、それで1年保存になったのは大体もうかなりのものは棄てられたりということがあると思うんですけども、これなんかもまったくその現場の担当の人の判断で、本来ならば、例えば政策決定過程のプロセスを追いたいと思っているとき

に、重要な資料も棄てられている可能性だってあると。

富永：そうですね。意図せざるものでもあり得るでしょうね。本人がそういう意識があまりなければ。悪意を持ってわざと1年保存にしてそのまま闇に葬るってことはあまりないとは思うのですよ。ただし、誰の目で見ても重要かという面で、重要と見ずに1年ものに入れちゃったということはあるかもしれないですね。

佐道：例えばさっきの会議のメモですが、アメリカとかだったら、もうメモだろうがなんだろうが全部収集対象ですね。日本の場合、例えば愛知県とか名古屋市では、基本的に愛知県は、あまり考慮しませんというお話だったのですが、ここは1人じゃなくて上司に見せるとか、複数の人間の目を通った場合には公文書として一応残す方向でというようなことを言われましたが、そういうふうなことは明確にはなっていないのですか。

富永：それは明確にはないですね。

佐道：あとは、最近では仕事が全部デジタル化していますよね。その文書の保存だとか、それはどういう方向で考えられているのでしょうか。

富永：それはちょっと頭の痛い問題なのですが、沖縄県が平成16年度に電子決裁のシステムも盛り込んだ文書管理システムを導入したのですね。それで、ここからが問題なのですが、全てそれで統一されるのだったらいいのですけれど、それを使って決裁したものもあれば、通常の紙でやっているものもあって、今その稼働率とか利用率が低いらしいのです。

佐道：ああ、ではシステムの方が。

富永：はい。それで、現実にはこちらにそのデジタルが来ていないので、仮定の話でしかないのですけれども、同一の案件で、決裁のために供覧する一件書類も、紙とデジタルが混在している場合が多いようで、これらをどう整合性を持たせるか。総務私学課とも話をしているのですが、現用文書の管理については呼びかけはするけれども、各課の状況を掌握はできていないので、苦慮しているようです。

この話を2度目に持っていったときに、向こうの班長は「いや、電子文書システム自体が監査からの指摘で『稼働率が低いから無駄じゃないか』と言われて、それで、自分たちはこれの廃止存続も含めてゼロベースで考える」とかなんか煙に巻かれてしまったようなところもあって。

佐道：ええ。

富永：ただし、警察は稼働率100%だそうです。

佐道：ああ、そうですか。そこはまた違うんですね。

富永：はい、監査で非常に褒められたと言っていました。それで、文書件名リストはそのシステムから打ち出すかたちで平成十何年度からもう全部揃っています。向こうの情報公開担当の部署があるのですけれど、そこに全部揃っています。

佐道：なんかまた今度あるみたいな感じですね。

富永：今度システムの入替えが、一部改善とかそんなのがあるということなので、逆に警察に食い込んでその部分で関わらせてもらって、向こうの電子データの移管を先にやったら、そっちの方がモデルになるのじゃないかとか思ったりしているのです。話を持ちかけようかと思っているのですけれど。

佐道：どこにお話を伺いに行っても「いやあ、頭が痛い問題で」というのは皆さんお話になるのですけれど、多分これはサーバーを別にきちんとして、それで、そこで別に保存をして、自動的にPDFになるような自動ソフトでPDF化して保存するというようなこともだいぶやっていますと。愛知県なんかはそうだとお聞きしました。

富永：実際にやっているのは、愛知と埼玉ぐらいなのですか。

佐道：そうですね、ほかのところはちょっとまだよくわからないのですけれど。

それから、指定管理業者ということで、公益財団法人に移管されているのですよね。

富永：はい。

佐道：それはどうしてそういうふうにしたわけなのですか。

富永：もともとここを作ったときに、最初の年は県の直営でしたが、翌年から財団法人沖縄県文化振興会に業務の一部を委託していたのです。それは事情があって、やはり組織定数が厳しいので県職員として専門員を4名雇うまでは良かったのですが、それ以上はもうできないと、いくら大田さんでもできないということで、いわば方便と言ったら変ですが、もともとあった既存の財団法人ですけれども、そこに「公文書管理部」というのを作って、そこでのプロパー採用で専門員を増やしたのですね。

その期間がずっとあって、つまり併存です。県職員もいれば財団職員もいるし、併任の職員もいるというような混在した中で仕事をやって、起案用紙も財団として出す起案用紙と、県として出す起案用紙と別々に作って、同じ職員でもケースによって、それらを使い分けて起案していました。そういう時代が続いていて、今度は例の公の施設を指定管理にすることできるように地方自治法が改正されましたと。それで、うちみたいに委託をしている公の施設というのは指定管理にいくか直営に戻すか、これを3年間で決めないといけなかったわけですが、直営にした場合の問題点というのは、財団のプロパー専門員が犠牲になるわけです。

佐道：ああ、そうですね。

富永：はい、それはちょっとできないわけで、それでは改めて県職員として採用し直すかということ、ほかに同じような委託のところはありますから、うちだけというわけにはいかないのです。それで、総務部自体がほとんど公の施設としての出先を持っていないところでありながら、行革をやらないといけないという意味では、ここはひとつ公文書館を指定管理に差し出すか、という考えも生まれると思うのです。そういうかたちで指定管理に移行したというのが、私の理解の仕方です。

佐道：予算はどうなっているのですか。

富永：予算は3年間の契約金が約束されています。財団が効率的に使えば留保もできるというかたちです。

佐道：3年を過ぎたら。

富永：また公募があります。ただし、現実的にほかに受け皿になれるところは今のところはないのです。いま、2期目3年間の指定管理期間中ですが、公募に応じたのは当財団のみでした。

佐道：そういう意味でも厳しいことですね。

富永：厳しいことは厳しいですね。ただ、指定管理に移る前に「指定管理者になったら文書の引き渡し滞る」ということを言う人もいたのですが、私は指定管理になる前の年から県文書の受入れを担当していましたが、そのようなことは一切ないですね。

佐道：この利用者の内訳がありますよね。

それを見ていると、ほかの、例えば愛知とか埼玉に比べると、ここは職員の利用者数が少ないなと思ったのですね。

富永：職員の行政利用がですか。

佐道：ええ。会社員・学生が100人を超えていて、埼玉とか愛知は半分以上が職員と。

富永：県の。

佐道：県の職員。というのは、今お話を伺っていて、つまりここに見に来なければいけない現用文書が無い、地元で抱え込んでいるというので、それで、こちらに来ないのかなって。

富永：それはどうでしょう。まあ確かにもっと引き渡しが進めば行政利用が増えるだろうとは思いますがね。

佐道：ここの施設は、いろいろ作るのがすごくたいへんだったということが書いてあるのですけれど、どうなのですかね、資料がなかなかきちんと集まってこないというのですが、実際の保管状況からすると収納力との関係でいくと、それはどうなのでしょう。まあ当分だいじょうぶと。

富永：30年はだいじょうぶなように設計してあって、実際今のペースだと30年だいじょうぶなのですけど、うちは1号書庫に未整理のものを入れて、それで、評価選別して選んだものを6号書庫というところに移していくのですけれども、今のペースだと30年だいじょうぶなのですね。それで、いま評価選別をかなり頑張って1号書庫のスペースを空けていっているんで、1号書庫にも整理済みの文書の保存場所を確保したとしたり、50年、あるいはもっとだいじょうぶなのではないでしょうか。

佐道：ここよりも先に県庁が保管するといいでしょうね。

富永：そうですね。

佐道：でもこれを見ていると、やはり年々予算はかなり厳しくなっていますよね。

富永：予算は減ってきているのですけれども、では昔は何が潤沢だったかということ、今思い返すのですよ。そうすると、例えば一時期アメリカでの資料収集で、一人の職員を現地に置き、私はこちら側の担当者でしたが、この事業だけで年間3,000~4,000万円くらいの予算がついていたのです。

それから、うちは個人蔵書をたくさん受贈しているのですが、ある大きなコレクションを受け入れたときには、派遣の整理作業員を最大20名くらい入れていました。それもまた翌年度、追加の整理をやって、あわせて1,600万円くらい予算執行したと思います。

一方、県文書で必要な予算というと、例えば本庁から搬送してくるのは、30万もあればトラックを1日押さえて2,500箱くらい持って来ることができますし、宮古や八重山に行って昨年度の実績だと、それぞれ200箱くらいずつわれわれの送料負担で送ってもらって、これも数万円ずつで済むというときに、図書館と違うなと思ったのです。沖縄県立図書館は年間数千万円の図書費なのですね。ピーク時で年間7,000万円くらい。この図書費ではさすがに県立図書館としての業務はしづらい。公文書館の場合には、

搬送費の数十万円が確保できていれば、引渡しに支障はないのです。

ただ、いま評価選別でどんどん廃棄の箱が毎年増えているのと、整理の効率化もやっぴかり整理数が増えているので、廃棄する委託料と整理の消耗品はもう数百万レベルで取っておかないといけないという状況にはなっています。それでも、図書館の図書費に比べれば、それほど費用のかかるものではありません。

佐道：そうですか。

富永：ただ、図書館にいた経験からいうと、ここの予算カットのされ方は緩い感じはあります。向こうではほんとに消耗品1つ持つのもたいへなことでした。シーリングを掛けられて毎年確実にこれだけずつ減っていくので、厳しいと思います。

佐道：午後にご紹介いただいた、北谷の方にも伺うことにしていますけれども、県の方からご覧になって北谷は一応自分ところの公文書館というものを作りましたよね。

富永：はい。

佐道：沖縄県全体からいうとどうですか。文書や予算に関してはどういう状況ですか。

富永：私もちょっと市町村へのリーチがぜんぜん届いていないので正直分からない点もあるのですが、県内に市町村の公文書館は北谷町だけなのですが、独自の工夫で公文書を残している自治体もあることはあるのです。たとえば那覇市は歴史資料館を持っていますから、そこの担当が平成元年ぐらいから、「これは」と思う文書については、総務課を通じて文書のリストを出させて、空き教室に入れたりして残しているそうです。それから、沖縄市の市史編さんの人たちが、これは選別せずに倉庫に入れているのを見ました。「これは後から選別します」ということで、市庁舎の地下の倉庫のような天井の高いところに天井まで積み上げているのを前に見たことがありますし。

佐道：取りあえず保存ということ。

富永：取りあえず保存と。名護市はここができるよりも前に中間保管庫みたいなものを市庁舎から離れたところに作って、檜かなんかを敷いた床に棚を組んで公文書を保管しているのを見たことがあるので、公文書館という事業ではないのですが、歴史資料を残そうというようなことは幾つかのところはやっているようです。全国的にもそういうことをしているところは多くあって、栃木の芳賀町の「総合情報館」という図書館と博物館と文書館が一緒になったところがあるのですけれど、その職員の富田君というのがいて、彼はインターネットで確認できる市町村の例規集は全部調べたので、そういう歴史的資料を残そうということを言っている規定があるところが、全体の3~4割ぐらいはあるということを見つけました。

（その後、この先駆的調査は全史料協調査・研究委員会に引き継がれ、平成21年9月~12月に全国1,844自治体（当時）を対象としたアンケート調査が行われた結果（回答率は6割弱）、ほぼ富田調査におけるのと同様の傾向が確認された）

佐道：ああ、そうですか。

富永：はい。じゃあそれが絵に描いた餅なのか実際にやっているのかということ、実際やっているところも幾つかは確認できたみたいです。ですから、先ほどは公文書館が圧倒的に不在な話を申し上げたのですが、法という公文書館ではないけれども、広い意味のアーカイブスと言えるようなものを持っているところは幾らかあるようです。それをベースに公文書館を作れば一番スムーズかなという気はしますね。

佐道：それにしても全体的にいうとなっちゃいないですね。

富永：そうですね。

佐道：日本というのはこういうところがお寒い国なのかな。

富永：古物趣味はあると思うのです。ですから、古い古文書などがどこかの家の倉から出ると、これをハサミでちょん切って、おもしろい部分をば

ら売りして、結構儲けるらしいですからね。

佐道：骨董としてということですね。

富永：骨董としてです。古物趣味はあるのです。

佐道：古物商の世界ですね。

富永：そうですね。だから、新潟でも阪神でも地震が起きて倉が崩れると、そういう人たちが真っ先に被災地に入って行ったという話です。

ところが、現代の文書に対するイマジネーションはなかなか働かないのですよね。ですから、公文書館未満のアーカイブスに期待をするのは50年ぐらい非現用文書の保管をやらせてもらって、それで、十分にみんなが、行政職も含めてそういう古いものに対するイマジネーションが働くようになった頃にこれらの文書をバネに公文書館を作ると、一番理想的にできるのではないかと。

佐道：ううん、だいぶ時間が掛かりますけれど。

富永：掛かりますけれど、残ることは残ると。それまでは机を一つ置いて、「見たい」という市民がいたら情報提供という対応でいいのじゃないかと。うちみたいに「立派な建物を作ってお金を掛けたね」と逆に議会で批判をされるようになると、目玉を求めてさすらいの旅に出て、親組織の公文書はほったらかして、でも公文書は放っておいても誰も文句を言わないからね、ということも起こりえるだろうと思います。

佐道：ありがとうございます。だいぶこちらの抱えている現状と、それから、全体の問題についての視野を広げていきますけれど、最後に、今後の将来構想的なもの、そのままでもうずいぶんいろんな問題を教えていただいたのですけれども、今当面のいろんな課題として抱えているとか思っておられることについて、ちょっと。

富永：当面の課題ですか。

われわれ専門員は9人います。30代が1人しかいなくて、あとは40代と50代です。あと10数年経つと40代以上の人は定年退職して1人もい

なくなるはずですが。そうすると、その知識や経験やなんかの継承というのはどうなるのかなという気はしています。今の状況では、例えば県本体でそういう人を採用して育成し、こちらに送りこむつもりがあるのか、あるいは指定管理者が3年間というようなサイクルの中で人材育成のための視点や視野を持てるのか、そういうことは考えていますね。

ただ、一方では文書管理法が成立したり国立公文書館が強化されて専門員が拡充されたりというような中で、専門職へのニーズは増えてくると思っているのですね。そういう中でうちがどうするのかというのも、ちょっと気になっています。

佐道：分かりました。ありがとうございます。たいへん参考になりました。

もし聞き漏らしとか、あとこの点について教えていただきたいということがありましたら、またメール等で確認するなり何なりでお聞かせいただければと思います。

富永：はい。何でも。分かっている範囲で。

佐道：ありがとうございました。